

2

議第1号議案

横浜市会委員会条例の一部改正

横浜市会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年5月15日提出

市会運営委員会

委員長 関 勝 則

横浜市条例（番号）

横浜市会委員会条例の一部を改正する条例

横浜市会委員会条例（昭和43年5月横浜市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「11人」を「10人」に改め、同条第7号中「10人」を「11人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

常任委員会の委員の定数を変更するため、横浜市会委員会条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市会委員会条例（抜粋）

(上段 改正案)  
(下段 現 行)

(常任委員会の名称、委員の定数及び所管事項)

第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管事項は、次のとおりとする。

(第1号から第5号まで省略)

(6) 温暖化対策・環境創造・資源循環委員会  $\frac{10\text{人}}{11\text{人}}$

温暖化対策統括本部、環境創造局、資源循環局及び農業委員会の所管に属する事項

(7) 建築・都市整備・道路委員会  $\frac{11\text{人}}{10\text{人}}$

建築局、都市整備局及び道路局の所管に属する事項

(第8号省略)

3

議第2号議案

特別委員会の委員の定数の変更

特別委員会の委員の定数を次のように変更する。

令和2年5月15日提出

市会運営委員会

委員長 関 勝 則

## 特別委員会の委員の定数の変更

特別委員会の委員の定数を次のように変更する。

基地対策特別委員会の委員の定数「14人」を「15人」に、郊外部再生・活性化特別委員会の委員の定数「15人」を「14人」に変更する。

### 提 案 理 由

特別委員会の委員の定数を変更したいので提案する。

参考

(上段 改正案)  
(下段 現行)

委員会の名称	付 議 事 件	委員定数	委員長及び 副委員長	期 間
大都市行財政制度特別委員会	大都市制度の早期実現を図るとともに、その実態に対応する行財政制度の確立を目的とし、これを強力に促進すること。	14人	委員長 1人 副委員長 2人	議会閉会中も審査を行い、その終了まで継続する。
基地対策特別委員会	米軍施設の跡地利用及び早期全面返還の促進等を図ること。	15人 14人	委員長 1人 副委員長 2人	
減災対策推進特別委員会	減災及び防災対策の推進に関すること。	15人	委員長 1人 副委員長 2人	
新たな都市活力推進特別委員会	オープンイノベーション等による企業支援や誘致促進、グローバル都市の実現、文化芸術創造都市や観光・M I C E の推進等に関すること。	14人	委員長 1人 副委員長 2人	
健康づくり・スポーツ推進特別委員会	運動による介護予防等あらゆる世代の健康づくり及び大規模スポーツイベント開催やスポーツ関連施設の整備等スポーツの振興に関すること。	14人	委員長 1人 副委員長 2人	
郊外部再生・活性化特別委員会	都市の成長の基盤を支える魅力と活力ある郊外部のまちづくりに関すること。	14人 15人	委員長 1人 副委員長 2人	

横浜市会委員会条例（抜粋）

（特別委員会の設置等）

第5条 特別委員会は、特定の事件を審査するため必要がある場合に市会の議決により設置する。

2 特別委員の定数は、市会の議決で定める。

3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

「議第1号議案及び議第2号議案」の取り扱いに関する  
運営理事会協議結果

項 目		協 議 結 果 (令和2年4月27日運営理事会)
1	議 案 発 送	役員改選を行う本会議当日の席上配付
2	上 程 日	役員改選を行う本会議当日
3	提案理由説明	省略
4	委 員 会 付 託	会議規則第36条第3項 及び 市会運営委員会申し合わせ・確認事項により、委員会付託を省略、本会議で即決

**参 考**

●横浜市会会議規則（抜粋）

第36条

3 委員会が提出した議案については、前2項の規定にかかわらず、委員会に付託しない。ただし、市会の議決により付託することができる。

●市会運営委員会申し合わせ・確認事項（抜粋）

本 会 議

5 議員提出議案について

(1) 常任・運営委員会における発議（請願・陳情に係るものを含む。）に係る審査が終了したもの及び団長会議等の協議が終了したものは、委員会等の終了後、速やかに提出することとし、その取扱いについては、原則として、本会議で即決とする。